

令和5年9月三種町議会定例会決算特別委員会全体会議録

令和5年9月13日三種町議会決算特別委員会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した委員は、次のとおりである。

1番	畠山勝巳	2番	三浦敦
3番	高橋満	4番	平賀真
5番	成田光一	6番	遠藤勝昭
7番	児玉儀広	8番	森山大輔
9番	伊藤千作	10番	清水欣也
11番	荒谷要伸	12番	三村真
13番	小澤高道	14番	堺谷直樹
15番	加藤彦次郎		

一、欠席した委員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した委員は、次のとおりである。

なし

一、早退した委員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝	
総務課	長	工藤一嗣	企画政策課	長	加藤登美子
税務課	長	後藤一家	町民生活課	長	荒川浩幸
福祉課	長	清水真	健康推進課	長	小松仁
農林課	長	小玉賢一	商工観光交流課	長	清水秀文
建設課	長	児玉憲一	上下水道課	長	嶋田修一
琴丘支所	長	鎌田誠	山本支所	長	石井透
会計課	長	皆川和華子	教育	長	藤田良博
教育次	長	牧野誠一	農業委員会事務局	長	見上貢

一、委員会の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局	長	後藤芳英	議会事務局	主査	池内和人
議会事務局	主事	畠山夏海			

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 認定第 1 号 令和 4 年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 認定第 2 号 令和 4 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 3 号 令和 4 年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 4 号 令和 4 年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 5 号 令和 4 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 6 号 令和 4 年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 7 号 令和 4 年度三種町水道事業会計決算の認定について
- 第 8 認定第 8 号 令和 4 年度三種町下水道事業会計決算の認定について

決算特別委員会委員長 高橋 満は、令和 5 年 9 月 13 日、出席委員が定足数に達したので、委員会を開会する旨宣告した。（午前 10 時 02 分 開会）

委員長（高橋 満）

ただいまから決算特別委員会全体会を開会します。

ただいまの出席委員数は 15 名であり、定足数に達しております。

これから、本日の会議を開きます。

なお、教育長より遅れるという旨の連絡がありましたことを付け加えます。

議事に入ります。

日程第 1. 認定第 1 号「令和 4 年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。1 番。

1 番（ 畠山勝巳 ）

1 番、質疑します。ふるさと納税の件。

委員長（高橋 満）

ページを。先ほども申しましたが、ページを言ってから質問しないと時間がかかり割かれますので、ご注意くださいと思います。

1 番（ 畠山勝巳 ）

今探すのちょっと時間かかるので、決算特別委員会の全体会のこの資料のページで駄目ですか。今日渡した。

委員長（高橋 満）

先ほど説明しているとおり、決算書または決算書補助資料のページを言ってから質問を行うようにしてください。1 番。

1 番（ 畠山勝巳 ）

ページが補助資料の2の2です。ふるさと納税事業の件で質問します。

ふるさと納税がだんだん、年々少なくなっているという話なんですけれども、それはそれとして仕方ないのもあると思うんですけども、問題なのは、返礼品として事業に参加している業者がいるんですけども、その業者についての取組というか、どんな返礼品が一番対象になって、ふるさと納税する人にとってプラスになっているのか。そこら辺のところ、実際この業者を集めた会議というのは、私の記憶では今までふるさと納税やってから2回しかないんですね。その業者に対して、どういうふうなものがどういうふうにして売り込めばいいとか、そういう議論があまりなされていないと私思うんですけども、そこら辺のところを、どういう対策をやっているか、業者も替わったことなので、具体的にどういうふうな対策しているかお伺いしたいんですけども。

**委員長**（高橋 満）

企画政策課長。

**企画政策**（加藤登美子）

**課長** お答えします。

ふるさと納税の仕組みに関しましては、今、中間管理業者を昨年の7月から新しいところへお願いしてやっていたいております。その業者が替わる段階で、関係している返礼品に関わる町内業者の方々からお集まりいただいて、中間管理の業者さんが替わる旨の説明をさせていただいております。具体的には、町へ返礼品の業者さんから登録をさせていただいております。それを受けて、中間管理業者の方が個別に返礼品を扱う業者さんとやり取りをしてくれています。その中で、例えば金額に応じた返礼品の種類ですとか、それも1つの業者さんが扱う種類が1つではないので、金額に応じてどのようなものを扱うかということについては、中間管理業者と返礼品を出していただく町内の業者さんと、個別に話し合った上で決めていただいているという状況にあります。新しい中間管理業者になってからは、新しい返礼品の開拓というか発掘にもかなり力を入れていただいております。これまでの返礼品のみではなく、新たな視点で取り組んでいただいております。返礼品の三種町の上位3つとしましては、米、肉、じゅんさいというようなランクづけになっております。その年によって順位の入替わりはあるんですけども、大体大きく言うと米、肉、じゅんさいという分野になっていきます。

それで、個別の返礼品の業者さんとの打合せがないという今のご質問ではございましたが、町が直接やり取りする部分というのは、最初の登録だとか、あとは中間管理業者へつなぐあっせんのとかが主な役割で、あとは必要な調整はさせていただいておりますけれども、具体的な返礼品の種類だとか金額的な部分については、中間管理業者にお任せして相談していただいているという状況でございます。

以上です。

委員長（高橋 満）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

大体スタンスは分かりましたけれども、返礼品というのは、まず町を売り込むと。町の産品を売り込むという意味もあるので、具体的にどういうふうな売り込み方がいいのか、商品の配列とか、例えば写真の撮り方とか様々なことで、はっきりいけば返礼品業界というのは素人というか、そういう意味合いがすごくあるので、そこら辺、集まってお互い交流して、こういうふうにやったらよかったとか、こういうふうにやって失敗したとか、そういう経験もあると思うんですよ。だから、そういう情報をやっぱり返礼品業者に伝えながら、どんどんどんどん売り込みというか、そういうことをやっていったほうが良いと思うんですけれども、今後そういう考えはないですかね。

委員長（高橋 満）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

今ご提案いただいた内容は、既に中間管理業者さんのほうからやっていたいておまして、写真の撮り方1つにつきましても、新しい業者さんに替わった段階で全ての返礼品、写真撮り直しをしております。それも業者さんの立場からではなくて、寄附者からの視点を取り入れた写真の撮影だとか売り込みだとかに、内容を修正させていただいている部分も結構ございますので、まだ足りない部分があるとすれば、この後町としても取り組んでまいりたいとは思いますが、現段階でも、その点の視点からふるさと納税の返礼品のサイトの運営については、いろいろ工夫をしながらさせていただいているということもご理解いただきたいと思います。

委員長（高橋 満）

1 番。

1 番（畠山勝巳）

私から言えば、ちょっと業者にすれば不十分だと思うんです。というのは、業者とのコミュニケーションというか、電話で直接話すんじゃないで業者のほうからみんな文章で来るんですよ、メールで。文章で書いたもので今来て、じゃあ専門用語がどんどんどんどん使って、我々も何かあんまり分からない、理解できない面、そういう不十分性があるので、それはやむを得ない面もあると思うんですけれども、まずそういうふうな状況もあるということを企画政策課のほうでも把握しておいて、その対応を今後お願いしたいなと思います。

以上です。

委員長（高橋 満）

ほかに質疑ありませんか。8 番。

8 番（森山大輔）

それでは質問させていただきます。

まず1点、全体の部分に関わるんですけども、監査委員から意見書が出ております。この意見書の中で、現状に対する問題意識と改善意欲が欠如しており、改善を求めたいとの厳しい意見が述べられておりますけれども、これをどのように受け止め、今後対応する予定かお知らせいただけますでしょうか。

委員長（高橋 満）

総務課長。

総務課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

ただいまの森山議員の質問につきましては、全体的な意識が欠如している、事務の改善への取組を求めたい、この点につきましては、私債権の整理に関する事かなと思っております。この点につきましては、現在、債権の管理に関する条例の制定を早期に定めたいということで、現在作業を進めておりますので、このことにつきましては今年度末を予定してございますが、少し時間のかかる問題でもありますので、十分検討した上で条例を早期に定めてまいりたいと思います。

委員長（高橋 満）

8番。

8番（森山大輔）

その債権の問題、確かにこちらに書かれてあって、ただこの文章を読むと、全体的な問題かなというふうに読み取れますので、そのほかの部分もしっかり研究した上で、この意見書をしっかり対応できるように今後も努めていただきたいと思います。

続きまして、決算書の160ページ、災害対策費についてお伺いします。

令和4年度、あの水害があった後に、県と協議をしながら防災対応マニュアルというか、そういったものの整備、あと防災訓練等の見直しなどを行っているのと伺っております。それらの作業は現在完了しているのでしょうか。もし完了しているのであれば、どのような形になったのか、その整備内容等をお知らせいただければと思います。

委員長（高橋 満）

ただいま教育長が登壇しました。ご報告します。

町民生活課長。

町民生活（荒川浩幸）

課長 お答えいたします。

災害対策費の件についてのご質問でありますけれども、昨年の災害からいろいろと反省をしまして、防災訓練も含め、今年に向けて取り組んでまいりました。その面で見ますと、今年の7月にもあったわけですけども、災害マニュアルとか、いろんな事前準備に関する打合せなどを行いまして災害対応を、今年に関しましては昨年の教訓が生きたものと思っております。予

算に関しましては、特に大きな変わりはありませんけれども、いずれソフト面でかなり充実した内容になったものと思っております。

委員長（高橋 満）

8番。

8番（森山大輔）

その整備したものが今年の水害で役に立ったということで、非常によかったと思いますけれども、これらの整備かなり時間がかかるというお話で伺っていたかと思うんですけれども、全て今その整備は完了しているという理解でよろしいですか。

委員長（高橋 満）

町民生活課長。

町民生活（荒川浩幸）

課長 お答えいたします。

災害マニュアルにつきましては、まず災害が起きるたびに見直しが必要と私は思っております。今回もその見直しを含め、いろんな防災訓練などを今後やっていきたいと思っております。

委員長（高橋 満）

8番。

8番（森山大輔）

すみません、ちょっと私の理解なんですけれども、たしかタイムラインというキーワードがあったかと思うんですけれども、それに合わせてどういうふうな流れで何をするのか、そういうふうなマニュアルに代えて実用的なものにするというところが一番中心になった取組だったかなと理解していたんですけれども、であれば、たぶんこれまでのマニュアルをタイムライン方式に置き換えるような作業をされるんだろうなと思っておりましたので、その作業が多分いろんなこれまであったマニュアルに適用していく、それが今終わっているのかどうかというところをお伺いしたかったんですね。

委員長（高橋 満）

町民生活課長。

町民生活（荒川浩幸）

課長 お答えします。

これに関しましては、昨年タイムライン作成したんですけれども、いろいろと県のほうとも協議しまして、県でもいろいろなデータを取っていただきまして、まず年々雨量が多くなっているということが判明しております。それに向けて、このタイムラインも早め早めの準備にかかっていくことを県との協議で打合せしておりますので、その辺をもっと事前の準備を早めにしていくタイムラインにしていきたいと思っております。

委員長（高橋 満）

8番。

8番（森山大輔）

すみません、ちょっと私が伺いたいのは、この見直し作業が全て完了して新しいマニュアルができているのかどうか。そこをお答えいただきたいんですよね。

委員長（高橋 満）

町民生活課長。

町民生活（荒川浩幸）

課長 お答えします。

全てというわけではありませんけれども、いろんな面を見直しして、少しずつ完成度を高めていきたいと思っております。

委員長（高橋 満）

8番。

8番（森山大輔）

多分お時間かかる作業だと思いますけれども、いつ災害が来るか分からない状況ですので、なるべく早めにその整備を完了させて、様々な災害に対応できるように、またそれに合わせた訓練等もしっかり行っていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、決算書104ページの負担金補助及び交付金というところで、民間保育園給食費169万5,220円という金額が出ているんですけども、この部分についてお伺いしたいと思います。

これ、民間保育園に対する給食費の補助だと思うんですけども、民間と町立の保育園において、例えば園児1人当たりでどの程度の食材費がかかっているのか教えていただけますでしょうか。

委員長（高橋 満）

福祉課長。

福祉課長（清水 真）

お答えいたします。

ただいまの園児1人当たりの給食費でございますけれども、これまで算定したことはありませんで、今お答えすることができません。

委員長（高橋 満）

8番。

8番（森山大輔）

細かい数字なので、今お手元がないということもあるかもしれないです。これをお伺いした理由というのが、多分、町立の保育園かなり給食のほう力を入れているというお話を聞いたことがありまして、それは非常にいいことだと思うんですね、子供の成長にとって食事というのは非常に大切ですので、それが町内の保育園であれば、町立であっても民間であっても同じようにちゃんと手配されているという状況があるのかどうかということを確認させていただきたく、ご質問いたしましたので、後ほど別途でも構いませんので、お聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、決算書の138ページ、林業総務費についてお伺いいたしま

す。

近年、鳥獣害対策、今年は熊も多いですけれども、イノシシであるとか、増加している傾向にあると思いますけれども、それに対してどのような対策を取っているのか、またその効果のほどはどの程度なのか、お知らせいただけますでしょうか。

委員長（高橋 満）

農林課長。

農林課長（小玉賢一）

お答えいたします。

有害鳥獣被害対策といたしまして、熊に関しましては箱わなの設置、捕獲により駆除という形を取らせていただいております。イノシシ、近年、ここ数年増えてきていますけれども、こちらに関しましてはわなの駆除ということで、こちらに関しましては箱わなではなく、くくりわなということで設置して、猟友会のほうにお願いしております。現在のところ、行政報告でも話させていただいているんですけれども、熊に関しましては7、8、9月で今日現在で28頭駆除しております。イノシシに関しましては、まだまだちょっとくくりわなの効果がなかなか実証することができておりませんで、2頭の駆除となっております。

委員長（高橋 満）

8番。

8番（森山大輔）

これを伺ったのは、つい先日新聞報道であったんですけれども、熊対策専門にやっているNPOの方のお話だったと思うんですけれども、今が非常に大切な時期で、これ以上増えていくと止めようがなくなるんじゃないかという話もありまして、今、多分大胆な対策を打ってこれ以上被害が広がるのを防ぐべきタイミングであるということだったんですね。例えば森林環境税等、ひょっとしたらこれを活用して、さらにこの対策を充実させていくということが可能なのかなと思うんですけれども、そのようなお考えはありますでしょうか。

委員長（高橋 満）

農林課長。

農林課長（小玉賢一）

お答えいたします。

熊の駆除に関しましては、今の箱わなの駆除、こちらがやっぱり県の講習会等でも勧められておりまして、今年に関しましては、先ほど話したとおり28頭ということで、前年と比べましても倍以上の捕獲頭数になっております。ある程度、やっぱり箱わなの駆除の部分はそのまま継続していきたいと考えております。ただ、一番問題の部分が、駆除される猟友会の方々、なかなか高齢化等、新しく入ってくる方々少なくなってきていますので、そちらのほうの育成、この後力を入れていきたいと考えております。



委員長（高橋 満）

8番。

8番（森山大輔）

かなり成果を上げてきているということで、それは非常に好ましいことだと思います。その猟友会の高齢化であるとかというお話あったんですけども、猟友会の方もやっぱり大分個人的には負担もおありだということで、なかなか参加しづらいような状況もあるというお話も聞いておりますので、その辺を少し行政としても手助けするような形で、しっかり活動を充実させていただく必要があるのかなと思いましたので、このような質問をさせていただきました。ぜひ今後ご検討いただければなと思います。

続きまして、決算書の144ページの、これが需用費に入るのかなと思うんですけども、観光用のパンフレット、町で作成していると思うんですけども、このパンフレットの外国語版というのは作成していらっしゃいますでしょうか。

委員長（高橋 満）

商工観光交流課長。

商工観光（清水秀文）

交流課長 お答えいたします。

作成しております。

委員長（高橋 満）

8番。

8番（森山大輔）

その作成したもの、実は先日、空港に行ったときに秋田空港のパンフレットいろいろ並んでいるコーナーがありまして、その中に外国語のパンフレットもあったんですが、そこに三種町のものが見当たらないようだったので、今お伺いしました。多分これからインバウンドがまた復活するとかいうお話もありますけれども、多分入り口としてそういう町の情報がないと、なかなかここまでたどり着かないかなと思いますので、もしパンフレットあるのであれば、必要な方がアクセスする場所にしっかり配置していただければよろしいかなと思いますので、有効に活用していただければと思います。

ということで、次の質問に行かせていただきます。

決算書の180ページの委託料の中に、鶴川、浜口地区館の管理費用が含まれているんですけども、これらの施設がかなり老朽化が進んでいるなと思います。これらの施設、多分防災関係の施設としても登録されていると思いますので、よりその管理が重要になるかなと思うんですけども、今後の管理計画について（不規則発言あり）すみません、現状の管理内容について、老朽化等に対してどのように対応しているのかお知らせいただければと思います。

委員長（高橋 満）

教育次長。

教育次長（ 牧野誠一 ）

お答えいたします。

浜口、鵜川地区館につきましては、旧八竜町時代に建築されたものと承知しておりまして、建築年数につきましてはちょっと今手元に資料がなくてあれなんですけれども、もう大分老朽化していることは承知しているところでございます。町では、公共施設の在り方につきまして計画を立てて、今、改修とか除却ということで方針を定めておりますけれども、両地区館につきましては、この後、湖北小学校、浜口小学校が統合される予定になっておりまして、校舎が空いてくるという状況もございます。このような空いてくる校舎の利活用も含めて、地区館の在り方というのも検討しなければならないとなっておりますので、今後そのように進めてまいりたいと思っております。

委員長（ 高橋 満 ）

8番。

8番（ 森山大輔 ）

了解いたしました。

ただ、小学校空いてそれを利活用するまで多分年数かかるかと思うんですけれども、例えば浜口地区館だと、もう既に床が大分傷んできて見えたりして、高齢者の方が利用する機会が多いので、事故等ないかなと、そのあたりちょっと気になっております。そういったことがないように、必要最低限の管理をしながら、次の施設に移っていくのであれば、そういったことを検討していただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（ 高橋 満 ）

8番、森山委員にお願いをします。令和4年度の歳入歳出決算についての質疑ですので、全体的な考えでなくて、その点について質問を絞ってお願いをしたいと思います。

8番（ 森山大輔 ）

はい、分かりました。

最後の質問になります。決算書の122ページ、水道費の部分なんですけれども、こちら監査委員からの意見書でも述べられているんですけれども、山本地区の有収率が特に低いということで、原因調査と対策が求められておりますけれども、今後、そこに対してどのように対応する予定かお答えいただけますでしょうか。

委員長（ 高橋 満 ）

上下水道課長。

上下水道（ 嶋田修一 ）

課長 お答えいたします。

こちらのほうの決算書に載っている部分は未普及地域への補助金ですので、有収率のほうとはちょっと話が違ってくるものでございますが、有収率を上げるために、冬期間の漏水等を少なくするように今後努力してまいります。

以上です。

委員長（高橋 満）

8番。

8番（森山大輔）

先日、新聞報道これもあったんですけれども、能代市でもやっぱり同じような問題が起きているということで、調査をしていたと思うんですね。たしか200万円くらいの予算をかけて何千戸か水漏れ箇所を調査するようなことをやっていて、有収率を上げるようなことをやっていたと思います。例えば当町で同じようなことを行うというお考えはございますでしょうか。

委員長（高橋 満）

ただいまの質問については、決算には関係ないと認めます。8番。

8番（森山大輔）

これ決算書に対する意見書に基づく質問なんですけれども、これ外れますかね。

委員長（高橋 満）

この今の会議については通常の会計でありますので、一般会計であります。ですので、関連ないと認めるので、今の質問については認めることができません。

8番（森山大輔）

分かりました。別途質問させていただきます。

以上で質問を終わります。

委員長（高橋 満）

ほかにありませんか。10番。

10番（清水欣也）

決算書の40ページをお開きください。40ページの一番下の欄、官行造林分収益690何がしの件について、質問をいたします。これと306ページ、財産に関する調書の山林というページについて、併せて関連性があるものなので、これについて質問をいたします。

久々の分収益なわけですよ、700万ほどの。これはいまだかつて三種町にはありませんでした。久々の多額の分収益であります。まずそこで質問の1つは、この分収益はどこと分収契約を結んでの分収益なのかどうか。どことお互いにやり取りしたものかということ、それがまず第一に。

委員長（高橋 満）

総務課長。

総務課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

今回の分収益につきましては、秋田県との分収契約に基づく収入でございます。

委員長（高橋 満）

10番。

10番 ( 清水欣也 )

それでは、360ページの関連に入ります。

官行林というのは、国の所管の林野なわけですよ。官行収益というのは、国の機関とのやり取りの収益。県の場合は県行、分収とちゃんと区別されているわけです。この財産台帳もそのようになっているわけです。県であれば、県行収益に入るわけです。だからこのページというのは、どういうふうに整理されているのかなと1つ分からなかったというのが私の質問の1つなんです。意味分かりますか。この前のページでは、690万は官行分収益と書いてある。そうすると、306ページの分収という区別には官行造林に入るわけですか。ところが、県は県のものとして別立てになっているわけ。だから、この表というのはどういうふうになっているのかなと、ちょっと不審に思ったということですよ。この官行造林の収益はどこに入っているんですか、官行に入っているのか県行に入っているのかという質問であります。

委員長 ( 高橋 満 )

総務課長。

総務課長 ( 工藤一嗣 )

お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今回の分収益は県行造林の分収益でございますので、正確には決算書の記載は県行造林の分収益と記載すべきと思いましたが、今後、同様の事項については改める必要があると感じております。

委員長 ( 高橋 満 )

10番。

10番 ( 清水欣也 )

私の真の質問は、もしそうだとすれば、この官行造林の欄から引き落とされているのか、県行造林のほうから引き落とされているのかという話ですよ。つまり、官行造林分収益を収益とするとその面積が減るんですよ。ところが、これは減らないで逆に多くなっている。

それで2番目の質問は、この分収益、県行造林の分は62ヘクタール増えている。それから官行造林というのは320ヘクタール増えているんですよ。これは、新たに分収契約をしたものかどうか。それと、今の官行造林は逆に減るわけですから、その相殺がちゃんと計算した上での数字なのかどうかということを質問しているの。

委員長 ( 高橋 満 )

総務課長。

総務課長 ( 工藤一嗣 )

お答えいたします。

今回、306ページのほうで山林の面積が動いております。このことと今回の歳入の分収益の面積と、まずリンクするものではないということを前段で申し上げます。というのは、分収益が入ってきたからといいまして、県から辺地の手続がまだされておりませんので、面積としてはまだ町のほうに返

却されておらないので、その分の増減は今回の決算書ではしてございません。306ページの増減につきましては、3月議会で清水議員が山林に関する一般質問を行ったわけですが、町として、ここの山林の面積について精査する必要がありましたので、今回、山林の面積について精査したものでございます。全体の森林面積につきましては、県の林業統計調査、いわゆる県の森林簿と町の林業計画、この面積と決算書とのずれがありましたので、まずこのことについて面積を再精査いたしました。分収林につきましては、全て契約書等と整合しながら、不明な点につきましては国、県、林業公社等へ問合せを進め、全て精査してございます。この結果、今回県行造林、官行造林、地上権でいく国有林との分収、ここの面積を年度末現在高で契約書等と合わせましたので、その分のずれにつきまして、今回増減のほうに記載させていただいております。あわせて、町の森林の総面積につきましても、県の森林簿、町の林業計画、それに合わせる形で数字を合わせておりますので、今回売買があつて数字が増減したのではなくて、精査した結果、その数字にずれがありましたので、その増減を今回の決算書の中で増減で訂正させていただいているものでございます。

委員長（高橋 満）

10番。

10番（清水欣也）

そうすれば、この分収の欄で私は申し上げているんですけども、この分収欄の増加した分については、契約書をみんな調べてみたらこういう数字が落ちていましたという、そういう意味ですか。

委員長（高橋 満）

総務課長。

総務課長（工藤一嗣）

議員ご指摘のとおりでございます。

委員長（高橋 満）

10番。

10番（清水欣也）

それでは、所有の欄について質問します。所有の欄は102町歩も増えているんですよ。1町歩、2町歩の話でないんだ。102町歩も増えているんだ。ということで、これ102町歩は単純に現在と合わせてみたらこうだったということなんですか。それとも、あまりにも大きい数字ですからね、102町歩。これが現在の台帳とかを調べてみたら合わなかったと、そんな話なんですか。何かあるんでないかと、そういうふうな質問です。

委員長（高橋 満）

総務課長。

総務課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

所有の面積につきましては、詳細を整合することは非常に困難なことか

ら、県の森林簿、いわゆる県の林業統計調査で示されている三種町所有の町有林の面積、あと町の森林経営計画で計上している面積、それに整合する形で今回精査させていただいております。今後、この詳細を合わせるという作業につきましては今後の課題となりますが、現時点ではしっかりと合わせる事が非常に困難なことを申し添えます。

委員長（高橋 満）

10番。

10番（清水欣也）

今度、来年度からこの森林計画も立てるし、いろいろな機械も導入して調べるわけですから、一度この町有財産をもう一回精査したほうがいいですよ。1つ申し上げたいのは、この分収林、今もう樹齢が70年、80年なんでもものもいろいろあると思うんですけども、この分収面積を売却計画は町でこれから立てないんですか。特に国有林の地上権設定してあるわけですよ。これはそのままずっと来ているんです。これだってもう物すごい金になるんじゃないですかね。ということで、町長、これ金にしたほうがいいですよ。今回690万売ったわけですけども、まだまだ契約上これ実行していないものがいっぱいあると思うんですけども、この点について、ひとつ町の考え方をお聞かせください。

委員長（高橋 満）

総務課長。

総務課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

現時点では分収契約等をしている森林につきましては、どうするか決定されておられません。今後、農林課で計画をいたします町の森林経営計画、あとは企画政策課で今後策定いたします温暖化対策の計画、それらと町のみらい創造プラン、全てを突き合わせまして、今後の利活用につきましてはそれぞれ整合性を取るような形で進めてまいりますので、まだ利活用につきましては検討段階に入っていないということで、今後の課題となってくると思います。

委員長（高橋 満）

10番。

10番（清水欣也）

それから、その他分収林とあるんだけど、去年はこれ町分収林となっているんだ。去年は決算は町分収林になっている、今年はその分収林になっているんだ。これどういうことだべか。

委員長（高橋 満）

総務課長。

総務課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

その他分収林につきましては、個人1名の方との契約1件、これがその他

分収林ということで計上させていただいています。

10番 ( 清水欣也 )

これ町ではないんだな。(「はい」の声あり)

そこで、この項目の結論を申し上げますと、カーボンニュートラルの計画も今できてくるわけですけれども、この計画を実行する際に当たっては町が主導権を取らねばならないわけですし、その我が町の森林は格好の利用材料じゃないですか。1,000町歩もあるんだから。これをひとつ考えていただきたいということでもあります。

あともう一つは、県の森林統計と全然違うんですな、数字が。このあたりもひとつ精査をして、このページをしっかりとものにさせていただきたいというのが最後の質問であります。

委員長 ( 高橋 満 )

総務課長。

総務課長 ( 工藤一嗣 )

お答えいたします。

今回の年度末の現在高は、県の森林統計と整合性を持たせてございます。

委員長 ( 高橋 満 )

10番。

10番 ( 清水欣也 )

整合性を持たせると、私、森林統計と比べてみたら違うもんだからそういうことを申し上げました。それで合っているとすれば、それでいいでしょう。

以上、このページの部分は質問を終わります。

次に、146ページをお開きください。

委員長、もう何分ありますか。

負担金補助及び交付金の下のほう、ずっと下の補助金の欄の森岳温泉活性化協力会30万円の補助金に関して質問をいたします。

結局、森岳温泉活性化のことについては、いろいろ何回か協議会とか協力会とかやってきましたけれども、結局はどういう結果になっているんでしょうか。まず、そのあたりからお知らせください。この協力会とは別に町では計画を考えているのか。それとも、全てこの協力会の判断に任せているのか。それで、その結果は今どういうふうになっているのかということをお聞かせいただきたいというのが、まず第一の質問であります。

委員長 ( 高橋 満 )

商工観光交流課長。

商工観光 ( 清水秀文 )

交流課長 お答えいたします。

昨年来、森岳温泉活性化協力会が4月に発足されております。その後に数回にわたり活性化協力会との会合を開きました。そこでまず町として伝えてきたことというのは、森岳温泉活性化するためには、まず地元組織の活性化

が一番必要だという中で、森岳温泉活性化協力が主体となって活性化に向けた取組をしていただきたいと。それに対しまして町はあくまでもサポート、支援していくということで双方協議の上、進めてまいりました。当初におきましてはハード事業、そういった面もありましたけれども、協議した中で当面はソフト事業ですね。今年度であれば、12月に行われます森岳温泉のイルミネーション事業、こういったソフト事業を森岳温泉活性化協力の皆さんから主体となってやっていただくと。また、町もサポートしていくということで、ソフト事業はそういったものを中心として取り組んでまいりたいという考えであります。

委員長（高橋 満）

10番。

10番（清水欣也）

これ3年前ぐらいだったと思いますけれども、民間の協議会にお願いするのはいいけれども、これでは駄目だと。あくまでも町で、町の体制の中で、組織の中でこの協議会という検討のセクションをつくらねば駄目だということで、町で協議会をつくらうとした話があるんですよ。今から3年前だと思いますよ。それで、今度これで進むんだという計画を立てたときがあったんですよ。たまたまコロナが起きて、コロナでちょっと頓挫したという経緯があるんですけれども、私あるとき、いや、今度はこの森岳温泉の活性化事業というのは、今度こそ進むんだなと思っていたんですよ。やっぱりなぜかという、一定の行政の関与がなければ、この仕事というのは進まないからですよ。これは今度はいいなと思っていただけけれども、いつの間にかその話が消えてしまった。これは町長、何かあったんですか、これ。

委員長（高橋 満）

商工観光交流課長。

商工観光（清水秀文）

交流課長 お答えいたします。

3年ほど前の、今清水議員おっしゃいました協議会で決められたこと、ソフト事業、ハード事業、そういった計画書におきまして結構詳細に進められたものも私も承知しております。ただその後、協議会、それ以降ですけれども、コロナ以降になりますけれども、関係者と話し合ったところ、精査した中で今ある可能なものを、まずソフト事業を実現していこうという地元の皆さんからの意見、そういったものをくみ上げまして、現在に至っているところであります。

委員長（高橋 満）

10番。

10番（清水欣也）

この温泉の活性化という命題は、田川町長の公約中の公約ですよ。1丁目1番地。もし、町長が本気になってその政策を進めていくのであれば、それは一定の行政の関与がないとこれはできませんよ、現実には。お前方



頑張れと、これは政策ではないんですよ。政策として掲げるとすれば、それは町が関与して進めるという前提でないと政策とは言わない。じゃあ、町の関与というのは何かということですよ。それは、この問題で言えば町の役割、関与の内容というのは、それは森岳温泉全体のブランドデザインを町が描くということですよ。それが町の役割の一つだと。あとは、そのブランドデザインに基づいて、町はこの部分を担当するから、この部分を負担するから、責任を負うから、お前方はあとこの分を責任を負え、頑張れというのが、政策の進め方だと私は思っております。これを今までずっと見てきますと、まずはお前方頑張れと、あとその状況を見て応援できるものであれば応援する。これが今までの町の方針なんです。これで進むわけじゃないですよ。だから、政策というのはあくまでも町が一定の関与をして、それを引っ張っていくという、それが政策だと思います。ですから、今回の森岳温泉の活性化も、今までのやり方から一步私は脱却すべきだと思います。もしそうでないのであれば、私は今までの別のやり方に方向転換すべきだと考えますが、町長いかがでしょうか。

**委員長（高橋 満）**

ちょっと待ってください。清水委員、この一般会計歳入歳出の関係については一問一答形式で行うことで合意をしておりますので、個人の意見はできるだけ控えるようお願いをしたいと思います。では、町長。

**町長（田川政幸）**

お答えをいたします。

確かに清水委員おっしゃるとおり私の公約の1丁目1番地というか、第一目標に掲げた政策であります。この間、いろいろカントリーパークだったり温泉街だったり石倉山の管理棟だったり、あの付近を統合して一体的に計画に入れるという話が浮上したり、いろんな計画が考えられて検討させていただきました。その中で、やはり今回、いろんな町の意向もありますが、やはり地元の方々の意向と町の意向とマッチしないことには、なかなか事業として前に進めることは難しいという判断の中で、今回協力会という形でまずは地元の地域の方々の結束を促そうというような形になっております。その中で今後やはり町でできることというと、当然、町の関与できる部分は大きな政策としてはやっています。が、実質、事業として進める場合には、やはりいろんな権利の問題だったり、そういうところも当然クリアしていかなければいけません。度々話題になる廃ホテルの話だったり、そういうところを総合的に勘案していかないと、なかなか難しいのは重々分かっております。その中で町が主導してやる部分、そしてそういう民間団体が率先してやる部分、そのあたりの役割分担をしっかりと今後も見極めて進めていきたいと思っております。

正直言って、この数年でさらに森岳温泉疲弊しているなという部分は正直私も感じます。今回も、やはりそういう交通機関の部分でさらに弱くなってきたという話も聞いていますし、今後さらに弱くなるという話も聞いていま

す。そういう部分では、やはりこれだけやればよいというような状況でも、5年前の状況よりもさらに悪化しているなど、そこは十分認識しております。その中で町としてしっかり取り組んでいかなければいけないと。このあたりは今後も変わらずやっていきたいなと思っています。そういう意味では、やはりいろんな方々の前向きな意見をしっかり聞いて、ぜひ森岳温泉活性化に向けて取り組んでいきたいと思っています。

委員長（高橋 満）

10番。

10番（清水欣也）

私は一個人じゃなくて、一議員として意見を述べています。

それで、今の町長のお話ですけれども、私の意見の結論を申し上げますと、そろそろ別のアプローチの仕方を考えてみてもいいんじゃないかと、そういうような意見であります。この件については終わります。

委員長（高橋 満）

残り1分。

10番（清水欣也）

1分ですか。（「はい」の声あり）

じゃあ1分で申し上げますけれども、監査委員の意見は歳入に関わる問題じゃありません。全て歳入歳出に関わる、そういう意見を述べていると、この文章はそれを表しておると思います。歳入じゃなくて、全ての自治体の経理についてというふうに私は認識をしております。

以上であります。

委員長（高橋 満）

ほかに質疑ありませんか。15番。

15番（加藤彦次郎）

決算書の94ページです。委託料、子ども・若者支援事業業務委託627万9,000円となっています。これは、教育民生委員会でも取り上げられたようですが、私以前これについて質問した経緯もありまして、もう1回ちょっと聞いてみたいので、お願いします。

まずこの事業ですが、何年ぐらい前から始まっているんでしょうか。私の記憶によると。何年ぐらい前から始まっているんでしょうか。

委員長（高橋 満）

福祉課長。

福祉課長（清水 真）

お答えいたします。

この事業につきましては、平成25年度から開始しております。

委員長（高橋 満）

15番。

15番（加藤彦次郎）

25年ということは2013年と思うので10年ぐらい続けられていると

いうことでいいかと思うんですが、私の記憶によれば、最初からこの600何万ぐらいの委託料だったような気がするんですが、私の記憶のとおりでよろしいでしょうか。

委員長（高橋 満）

福祉課長。

福祉課長（清水 真）

お答えいたします。

事業開始当初の委託料については、ちょっと今手元に資料がありませんのでお答えできませんけれども、ここ数年は定額といたしますか、毎年、毎年度、同額で委託費を計上しているところでございます。

委員長（高橋 満）

15番。

15番（加藤彦次郎）

委員会での審議の中で、相談事業は96件36名、三種町の相談は6名であるというふうになっています。ひきこもりや不登校の子供たちに手を差し伸べる事業というのは、それはもちろん私はいい事業だとは思いますが、それに対して三種町の税金を何年も600幾らつぎ込んでいくというのは、三種町民が6名だけだということ、どうなんだろうかという気がいたしますが、この事業はずっと今後も続けていく予定なんですか。

委員長（高橋 満）

福祉課長。

福祉課長（清水 真）

お答えいたします。

利用者の居住地に関しましては、ただいま加藤議員おっしゃられたとおりでございまして、令和4年度の実績で三種町が6名と、その他は町外の方の利用でございました。この事業につきましては、ひきこもりを中心とする子供、若者に関する相談支援でありますとか、あるいは小中学生の居場所ですとか、就労支援の事業ですとか、幾つかの事業を展開していただいているわけですがけれども、確かにご指摘のとおり町内の子供、若者の利用者の割合がちょっと少ないということ、あるいはその事業を実施した結果どういう効果があったのか、そういったところも十分精査をして、この後、今までどおり継続していくのか、あるいは、この「子ども・若者総合相談センター」という機関を設置していただいている事業なんですけれども、県内では本町と大仙市の2か所のみとなっております。そういった状況の中で、この先も同じように設置していくべきなのか、そういったところも総合的に検討しまして、縮小するのか、現行どおりでいくのか、廃止するのか、いろいろな選択肢をもって今年度検討したいというふうに考えております。

委員長（高橋 満）

15番。

15番（加藤彦次郎）

事業開始から10年が経っております。いろいろな様々なことを検討して、来年度に向けて検討してもらいたいと思います。

終わります。

委員長（高橋 満）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（高橋 満）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより暫時休憩をします。

再開は11時といたします。（「11時20分」の声あり）11時20分です、すみません。

午前11時11分 休憩

-----  
午前11時21分 再開

委員長（高橋 満）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（高橋 満）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。9番。

9番（伊藤千作）

令和4年一般会計決算について、反対の立場から討論を行います。

近年の異常気象により、毎年、豪雨被害が後を絶ちません。町も三種川の河川改修等に力を入れてきておりますが、令和4年度も三種川が氾濫を引き起こし、家屋の被害、道路、農地、農業用施設、上岩川地区、下岩川地区においては甚大な被害になってしまいました。三種川の河川改修は令和15年度完成予定となっておりますが、工事の早期完了について、県への要望を強く求めていくべきであります。

次に、ふるさと納税額が令和3、4年度連続で減収となっております。納税額を増やす自治体が多い中、当町は2年連続納税額が減少し続けております。返礼品の魅力の強化等を図り、地場産業の振興につなげる努力をしていくべきであります。

主要事業には、評価できる教育、福祉、子育て分野もたくさんありますが、さきに述べた点、不十分な決算となっております。よって、令和4年度一般会計決算については、反対であります。

以上です。

委員長（高橋 満）

ほかに賛成討論はありませんか。

( なしの声あり )

**委員長 ( 高橋 満 )**

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第1号「令和4年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は本件に反対とみなします。

本件を認定することに賛成の方の起立を求めます。

( 賛成者起立 )

**委員長 ( 高橋 満 )**

ありがとうございました。着席してください。

起立多数です。よって、認定第1号は認定すべきものとします。

次に、分科会の付帯意見を採決します。

総務分科会の付帯意見を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なしの声あり )

**委員長 ( 高橋 満 )**

ご異議ないものと認めます。よって、総務分科会の付帯意見は原案のとおり決定しました。

日程第2. 認定第2号「令和4年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

( なしの声あり )

**委員長 ( 高橋 満 )**

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。9番。

**9番 ( 伊藤千作 )**

令和4年度国民健康保険特別会計決算について、医療費の負担増も含め、介護、国保の負担は年金暮らしの高齢者の生活は苦しくなる一方です。100円、1,000円の支払いに神経を使っている庶民のことを考えたらどうでしょうか。農家も米価の大幅下落に苦しんでおります。本県が自殺率全国ワーストからはい上がるためにも、心のケアが大事ですが、もっと懐の深いケアも必要ではないでしょうか。高過ぎる保険料で払いたくても払えない方々からは保険証の取上げを行い、資格証明書の発行は県全体でも高い割合となっております。負担が重過ぎて払えないという根本問題を改善しないまま取立てばかり強化しても、住民を苦しめるだけであります。減免も不十分なまま推移してきております。国民健康保険法第1条で定めている社会保障及び国民保健の向上に寄与する方向に向けて事業を運営すべきであります。

よって、令和4年度国民健康保険特別会計決算には反対であります。

以上です。

委員長（高橋 満）

ほかに賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

委員長（高橋 満）

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第2号「令和4年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は本件に反対とみなします。

本件を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（高橋 満）

着席ください。

起立多数です。よって、認定第2号は認定すべきものとします。

続きまして、日程第3．認定第3号「令和4年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（高橋 満）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（高橋 満）

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第3号「令和4年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

討論なしとありますので、本件を認定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（高橋 満）

ご異議ないものと認めます。よって、認定第3号は認定すべきものとします。

日程第4．認定第4号「令和4年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（高橋 満）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（高橋 満）

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第4号「令和4年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本件を認定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（高橋 満）

ご異議ないものと認めます。よって、認定第4号は認定すべきものとします。

日程第5．認定第5号「令和4年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（高橋 満）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（高橋 満）

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第5号「令和4年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本件を認定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（高橋 満）

ご異議ないものと認めます。よって、認定第5号は認定すべきものとします。

日程第6．認定第6号「令和4年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（高橋 満）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（高橋 満）

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第6号「令和4年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本件を認定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（高橋 満）

ご異議ないものと認めます。よって、認定第6号は認定すべきものとし  
ます。

日程第7. 認定第7号「令和4年度三種町水道事業会計決算の認定につ  
いて」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

8番（森山大輔）

決算書の347ページについて質問いたします。

この水道の有収率なんですけれども、監査委員からの意見書でも、山本  
地域の低い有収率の原因調査と対策が求められておりますが、これに対して今  
後どのように対応する予定かお答えください。

委員長（高橋 満）

上下水道課長。

上下水道（嶋田修一）

課長 お答えいたします。

山本地区が特に低いわけですが、ほかの地区が高いとも言えませんので、  
全町的な考え方といたしまして、まず手のつけられるところということで、  
冬期間、独り暮らしの方が施設に入ったりして、凍結による漏水が多発して  
いる状況にあります。そういったことがないように、今、福祉課のほうと協  
議して、ケアマネジャーさんの集まりの際に水道の停止をお願いするという  
ようなことを、取りあえずまず予定しております。

今後といたしましては、町の広報等に毎年行ってはいますが、もう少し  
違った表現とか、そういうのを使いながら、特に冬期間の凍結による漏水を  
少なくしたいというような方策で取り組んでまいりたいと考えております。

委員長（高橋 満）

8番。

8番（森山大輔）

ソフト的なところで、ケアマネジャーさんに留守家庭の冬期間の水の停止  
をお願いするとか、そういったことも必要だと思いますし、様々な対策必要  
になると思うんですけれども、最近、能代市でも漏水箇所の調査をして、そ  
れを改修するような計画も立てているようですので、ぜひ当町でもできる限  
りの対策をして有収率の向上に努めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

委員長（高橋 満）

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（高橋 満）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）



委員長（高橋 満）

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第7号「令和4年度三種町水道事業会計決算の認定について」を採決します。

本件を認定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（高橋 満）

ご異議ないものと認めます。よって、認定第7号は認定すべきものとします。

日程第8．認定第8号「令和4年度三種町下水道事業会計決算の認定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（高橋 満）

質疑ないものと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

委員長（高橋 満）

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第8号「令和4年度三種町下水道事業会計決算の認定について」を採決します。

本件を認定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

委員長（高橋 満）

ご異議ないものと認めます。よって、認定第8号は認定すべきものとします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、本委員会の審査報告書は、議会運営基準第18条の規定により正副委員長が作成します。

本日の会議を閉じます。

これをもって決算特別委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

---

午前11時39分 閉会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

決算特別委員会委員長      高   橋      満